

千曲市内で 特定建設作業 を行う場合、

場所・方法によって、届出 が必要です。

特定建設作業を行う場合は、区域・機械「特定建設作業届」の提出が、必要となります。

1. 特定建設作業とは

(1) 騒音

* 規制対象となる機械については、同じ機械でも、騒音と振動それぞれ異なりますので、ご注意ください。

- イ くい打機(もんけんを除く。)くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい抜機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
- ロ びょう打機を使用する作業
- ハ さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離50mを超えない作業に限る。)
- ニ 空気圧縮機(電力機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15KW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の原動力として使用する作業を除く。)
- ホ コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200Kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- ヘ バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80KW以上のものに限る。)を使用する作業
- ト トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70KW以上のものに限る。)を使用する作業
- チ ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40KW以上のものに限る。)を使用する作業

(2) 振動

- イ くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- ロ 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ハ 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離50mを超えない作業に限る。)
- ニ ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離50mを超えない作業に限る。)

問い合わせ: 千曲市役所更埴庁舎 環境課 環境保全係
026-273-1111 内線5411